

「永代管理制度」使用規定

第1条 (規定)

この規定は、公益財団法人太宰府メモリアルパーク（以下「本霊園」もしくは「管理者」という）の永代管理制度（以下「本制度」という）について定めたものです。墓地及び納骨堂の使用については、それぞれの使用規定に従っていただきます。

第2条 (使用目的)

本規定は、墓地及び納骨堂使用者から、墓地及び納骨堂の管理について委託を受けた場合に本霊園が祭祀の承継者となってその墓地及び納骨堂を管理し、最終的に合祀墓へ改葬し永代的に祭祀を行うために定めたものです。

第3条 (使用資格及び条件)

本制度は、本霊園の墓地及び納骨堂の使用者で、次の(1)または(2)に該当する方が使用できます。

- (1) 墓所承継者がいない方
- (2) 承継者の有無に関わらず、委託管理を望む方で本霊園が認めた方

第4条 (永代管理制度期間及び帰属)

永代管理制度期間は、本制度申込時に契約した最終埋蔵予定者が納骨後、本霊園と契約を締結した年数までとし、最長30年間となります。永代管理制度期間終了後の墓地及び納骨堂の永代使用权は、本霊園に帰属します。

また下記のいずれかに該当するときは永代管理制度期間を開始します。

- (1) 最終埋蔵予定者が連絡不明となり1年を経過した場合は、最終埋蔵予定者の納骨前であっても永代管理制度期間を開始します。
- (2) 管理料の未納が3年に及んだ場合、最初の未納期間に遡って開始します。

第5条 (永代管理制度期間終了後の祭祀について)

永代管理制度期間が終了した後は、墓地及び納骨堂に納骨されている焼骨の祭祀は本霊園がいたします。

墓地及び納骨堂に納骨されている焼骨は永代管理制度期間が終了した後、本霊園が合祀墓へ改葬いたします。合祀墓に納骨された焼骨の取り出しは出来ません。墓地については、本霊園が墓石を解体いたします。

第6条 (永代管理制度開始までの取扱い)

最終埋蔵者が埋葬されるまでの間は、墓地及び納骨堂の使用者はそれぞれの使用規定に従っていただきます。

第7条 (内容)

本制度利用の場合は、当該墓地の清掃（草取り）を年5回、合同供養を年3回いたします。

第8条 (申込手続き)

本制度を希望する場合、本霊園所定書類に必要事項を記入の上、必要経費を添えて申込をしていただきます。

第9条 (埋蔵予定者の登録)

本制度申込みに於いて、当該墓地及び納骨堂に埋蔵される予定者の氏名を記入していただきます。

第10条 (同意書の提出)

承継者がいる場合は埋蔵予定者以外の親族（原則、三親等以内）の同意を必要とし、同意書に署名、捺印（認印）していただきます。

第11条 (立会人)

最終埋蔵者の納骨手続きの為、予め1名ないし2名の「立会人」の届出を必要とする。立会人が変わる場合は都度届出が必要となります。

第12条 (墓所使用証明証の発行)

所定の手続きが終了次第、「永代管理制度」付墓所使用証明証を発行いたします。

第13条 (納入金の返却)

本制度申込み後に解約の申し出があった場合、払い込み済みの納入金につきましては、返却に伴う諸費用を差し引いて返却いたします。本霊園の所定の手続きを経た後に、「永代管理制度」付墓所使用証明証を返還していただきます。

第 14 条 (規定に定めない事項)

前各条に定めない事項が生じた場合については、法令の定めるところによるほか、その都度、本霊園が定めます。管理者が定めた事項は、本霊園のホームページに公開します。

第 15 条 (規定の改訂)

「墓地埋葬等に関する法律」等が改正された場合及び本霊園が適当と認めた場合には、本規定を改訂することがあります。この場合も、前条同様に、本霊園のホームページに改訂した旨および改訂の内容を公開します。

平成 27 年 4 月 1 日 制定

平成 29 年 7 月 21 日 改訂

公益財団法人太宰府メモリアルパーク 御中

私は、本制度の内容を確認し、また、重要事項については逐条の説明を受けて理解したうえで、本制度の申し込みを行い、貴法人の使用許可をもって契約が成立したことを認め、上記規定を遵守します。

平成 年 月 日 使用区画 区 番 号

使用者住所

使用者氏名

印